

日豪EPA交渉に関する意見書

我が国は、これまで「多様な農業の共存」の理念に基づき、米、麦、牛肉、乳製品などの重要品目について、例外的な関税措置を協定に盛り込み、国内農業へ一定の配慮を行ってきたところである。

しかしながら、日豪EPA（経済連携協定）交渉が4月から開始され、豪州政府は我が国に対して例外なき関税撤廃を強く主張している。仮に、豪州政府の要求どおり、農産物の関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の主要4品目で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、さらに影響が拡大するとされている。

我が国の食糧自給率（供給熱量ベース）は、生産者や関係者等の懸命な努力にもかかわらず40%を割込み39%となるなど現状でも深刻な状況であるのに、さらに大きく低下することが推測される。このままでは、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農業・農村の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置を確保するとともに、十分な配慮が得られない場合は、交渉の中断も含め厳しい判断を行うこと。
- 2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食糧安全保障の確保を基本とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
外務大臣	高	村	正	彦	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
経済産業大臣	甘	利		明	様